最終更新日：2015年6月19日

株式会社 T&K TOKA（登記上の商号 株式会社ティーアンドケイ東華）

代表取締役社長 増田 至克
問合せ先：常務取締役管理本部本部長 北條 実 TEL：03-3963-0511
証券コード：4636
http//www.tk-toka.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの満足度を更に高めることを経営の基本におき、健全で透明性が高く、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる経営体質の確立を目指しております。そのためにはコーポレート・ガバナンスを整備・拡充することが、経営上の重要な課題のひとつと考えております。

そのために当社は、内部統制システムの整備としてコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置し、それぞれ担当取締役を置いております。コンプライアンス委員会は、コンプライアンス規程を役職員に周知徹底させ、法令等を遵守することを確保する体制を整備し、定期的にコンプライアンスプログラムを策定及び実施しております。又、リスク管理委員会は、リスク管理規程を定め、リスク管理体制の構築及び運用を行っております。更に、グループ全体のリスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	825,700	6.60
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロープライスド ストック ファンド（常任代理人株式会社三菱東京UFJ銀行）	782,500	6.26
増田 澄	710,730	5.68
ジェーピー モルガン チェース バンク 385093（常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部）	528,900	4.23
有限会社コウシビ	525,910	4.21
T&K TOKA社員持株会	508,073	4.06
株式会社みずほ銀行	494,100	3.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	407,100	3.26
明治安田生命保険相互会社	378,000	3.02
上田 美香子	375,185	3.00

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びその共同保有者であるシュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドから平成27年１月19日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書（変更報告書）により、平成27年１月13日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所
シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内１－８－３
シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	英国EC2V 7QA ロンドン、グレシャム・ストリート31

保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
1,131	9.04
746	5.97

ダルトン・インベストメンツ・エルエルシーから平成26年10月２日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書（変更報告書）により、平成26年９月30日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所
ダルトン・インベストメンツ・エルエルシー	米国カリフォルニア州90404 サンタモニカ市、クロバーフィールド・ブルヴァード1601、スイート5050N

保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)

1,243	9.94

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
木田 卓寿	弁護士											
大高 健司	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木田 卓寿	○	―――	社外取締役の木田卓寿氏は、弁護士としての専門的な知識・経験が豊富であり、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であり、取締役会の透明性の向上及び監督機能強化に繋がるものと判断し社外取締役に選任しております。 同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の定義に該当し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定します。
大高 健司	○	―――	社外取締役の大高健司氏は、長年にわたり会社経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに当社の経営を監督するとともに、当社の経営全般に助言を行うことによりコーポレート・ガバナンスを強化するため、社外取締役に選任しております。

			同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の定義に該当し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定します。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

内部監査の状況については、内部監査室を設置し、人員は室長1名及び同室員2名で構成されており、内部監査規程に則って内部監査を計画的に実施しております。同様に、内部統制についても各委員会と緊密な連携を保ち、内部監査を計画的に実施しております。
又、常勤監査役1名と内部監査室は、定例連絡会を毎月開催して、内部監査室の監査計画や監査結果、内部統制運用評価状況等の報告を受け、意見交換を行って、意思疎通と情報交換を行っております。
又、監査役及び内部監査室と会計監査人の連携につきましては、緊密な連携を保ちつつ、監査役は監査結果の報告を受けるだけでなく、期中においても必要な情報交換や意見交換を行い、内部監査室は内部監査の年間計画、監査手続き、監査結果の利用等について協議を行い、適時必要な情報交換や意見交換を行っております。
なお、監査役の久村泰弘氏は、金融機関の資産運用部門に長く在籍していたことから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
会計監査は新日本有限責任監査法人に依頼しており、定期的な監査の他、会計上の課題については随時確認を行い、会計処理の適正性に努めております。公認会計士監査については、指定有限責任社員の関谷靖夫氏、寶野裕昭氏の他、公認会計士、その他を含め合計27名の監査従事者によって公正不偏な立場で実施されております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
甲田 奏	他の会社の出身者													
郡司 勉	他の会社の出身者													
久村 泰弘	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立	適合項目に関する補足説明	選任の理由

	役員		
甲田 奏	○	―――	社外監査役であります甲田奏は、金融機関における長年の業務経験と豊富な知識を有しており、客観的で広範な観点から企業活動全般にわたり適切な監査を行えると判断し社外監査役に選任しております。 同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の定義に該当し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定します。
郡司 勉		―――	社外監査役であります郡司勉は、金融機関における長年の業務経験と豊富な知識を有しており、客観的で広範な観点から企業活動全般にわたり適切な監査を行えると判断し社外監査役に選任しております。
久村 泰弘		―――	社外監査役であります久村泰弘は、金融機関における長年の業務経験と豊富な知識を有しており、客観的で広範な観点から企業活動全般にわたり適切な監査を行えると判断し社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成25年６月21日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって、取締役退職慰労金制度を廃止することに伴い、ストックオプション制度を導入することといたしました。
当社の取締役に対し、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの行使価額を１円とするストックオプションを割り当てることとしております。新株予約権の目的である株式は、当社普通株式とし、各新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は100株としております。新株予約権の総数300個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から１年以内の日に発行する新株予約権の上限としております。新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り行使できるものとしております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明

当社の取締役に対し、その報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的としてストックオプション制度を導入することといたしました。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、有価証券報告書で全取締役の総額を開示しております。なお、当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は、取締役に支払った報酬１億57百万円、監査役に支払った報酬20百万円、合計で１億78百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、株主総会において取締役及び監査役ごとに定められた報酬限度額の範囲内とし、各取締役への配分は、社員平均賃金等とのバランスを考慮して取締役会で決定し、社長が決裁しております。又、各監査役への配分は、監査役協議のうえ決定しております。

役員賞与につきましては、対象の年度の営業成績により株主総会において決議し、支給することとなっております。又、取締役（社外取締役除く）に対する取締役退職慰労金制度は、平成25年6月21日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって廃止いたしました。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役に対しては、取締役会等の事前資料の配布のほか、常勤監査役から往査の結果報告、委員会活動等の説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

1. 取締役会

取締役会は、8名の取締役により構成されておりますが、経営の透明性、公正性を高めるために、そのうち2名を社外取締役としております。原則として毎月1回開催し、代表取締役社長が議長を務め、業務執行に関する重要事項を審議し、議決いたします。又、社外監査役3名を含む監査役4名が出席し、意見陳述を行っております。更に、取締役会が所轄取締役不在部門の責任者から毎月の実績報告及び重要事項の報告を受け、会社運営上の問題を解決するための経営会議として、部門連絡会議があります。

2. 経営会議（部門連絡会議）

経営会議（部門連絡会議）は、経営の基本政策及び経営方針に係る事項の審議並びに各部門の重要な執行案件について審議いたします。経営会議（部門連絡会議）に付議された議案のうち、必要なものは取締役会に送付され、その審議を受けております。

3. 監査役会

監査役会は社外監査役3名を含む4名の監査役によって構成されており、監査役会規程に基づき、原則として毎月1回開催し、重要事項について報告、協議、決議を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社が現状の体制を採用している理由は、社外取締役が客観的・中立的な視点から当社の経営を監視するとともに、社外監査役及び当社出身の常勤監査役が、内部監査部門である内部監査室と連携することによって業務の適正化を確保していると考えているためです。

社外取締役の木田卓寿氏は、弁護士としての専門的な知識・経験が豊富であり、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であり、取締役会の透明性の向上及び監督機能強化に繋がるものと判断し社外取締役に選任しております。社外取締役の大高健司氏は、長年にわたり会社経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに当社の経営を監督するとともに、当社の経営全般に助言を行うことによりコーポレート・ガバナンスを強化するため、社外取締役に選任しております。

社外監査役の甲田奏氏、郡司勉氏及び久村泰弘氏は、金融機関における長年の業務経験と豊富な知識を有しており、客観的な観点から企業活動全般にわたり適切な監査を行えると判断し社外監査役に選任しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算時及び本決算時に、機関投資家・アナリスト向けに「決算説明会」を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会資料、プレスリリースを掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	財務部	
その他	不定期ではありますが、個人投資家向けに説明会を開催しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ホームページにて、TOKAグループ企業行動憲章を開示しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、2002年にISO14000の認証を取得、翌年から毎年、環境報告書を発行、環境保全活動、CSR活動の一助としております。また、2010年埼玉県地球温暖化推進条例に基づき地球温暖化対策計画を提出、実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	TOKAグループ企業行動憲章にて、「株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を適切かつ公正に開示する。」旨を規定しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、コンプライアンスポリシー(企業行動憲章)を定め、それを全役職員に周知徹底させる。

(2)コンプライアンス担当役員を責任者とするコンプライアンス委員会を設置し、当委員会がコンプライアンス規程を役職員に周知徹底させ、法令等を遵守することを確保する体制を整備する。また、定期的にコンプライアンスプログラムを策定し、それを実施する。

(3)役職員に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成配布等を行うことにより、役職員に対し、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1)重要な意思決定及び報告に関しては文書の作成、保存及び破棄に関しては法令及び社内文書管理規程に従い適切に保存及び管理運用し、必要に応じて規程等の見直しを実施する。

(2)取締役及び監査役は文書管理規程により常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。各事業部門の長は、定期的にリスク管理の状況を取締役会に報告する。

(2)リスク管理を統括する部門として、リスク管理委員会を設置し、担当取締役を置いている。リスク管理委員会は、リスク管理規程を定め、リスク管理体制の構築及び運用を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、定例の取締役会を毎月1回開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行の状況等を監督する。

(2)取締役会の決定に基づく業務の執行は、業務分掌規程、職務権限規程に基づき、各々の責任者及びその責任、執行手続きの詳細を定める。

(3)業務の運営については、毎期年頭に各部門毎に業務目標を含む数値目標の設定を行い、四半期毎に目標達成度をレビューし結果をフィードバックすることにより、業務の効率性を確保する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)グループコンプライアンスポリシーを定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。

(2)社内規程「関係会社管理規程」に基づき、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。

(3)リスク管理担当部は、グループ全体のリスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。

(4)グループ内取引の公正性を保持するため、必要に応じて「関係会社管理規程」に基づき、内部監査を実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(1)監査役が補助すべき使用人をおくことを求めた場合、必要なスタッフを配置する。

(2)監査役は、補助すべき使用人に対し、監査業務に必要な事項を命令することができる。

(3)内部監査室は監査役との協議により監査役の要望事項の内部監査を実施し、その結果を監査役に報告する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1)補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役の事前の同意を得るものとする。

(2)監査役より監査業務に必要な命令を受けた内部監査室職員は、その命令に関して、取締役、内部監査室長等から独立している。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1)取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。

(2)使用人は、前項に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができる。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)役職員の監査役に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

(2)代表取締役社長、業務執行取締役、重要な各使用人、監査法人との定期又は不定期な意見交換会を開催し、また内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は「TOKAグループ企業行動憲章」に基づき、反社会的勢力及び団体とは決して関わりをもたず、また、これらから圧力を受けた場合は毅然とした対応をとることを基本方針としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では、反社会的勢力等への対応に関する統括部署を総務部として、関係行政機関等との連携を図り、反社会的勢力に関する情報収集等に努め、また反社会的勢力排除に向けた社内啓発活動を行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

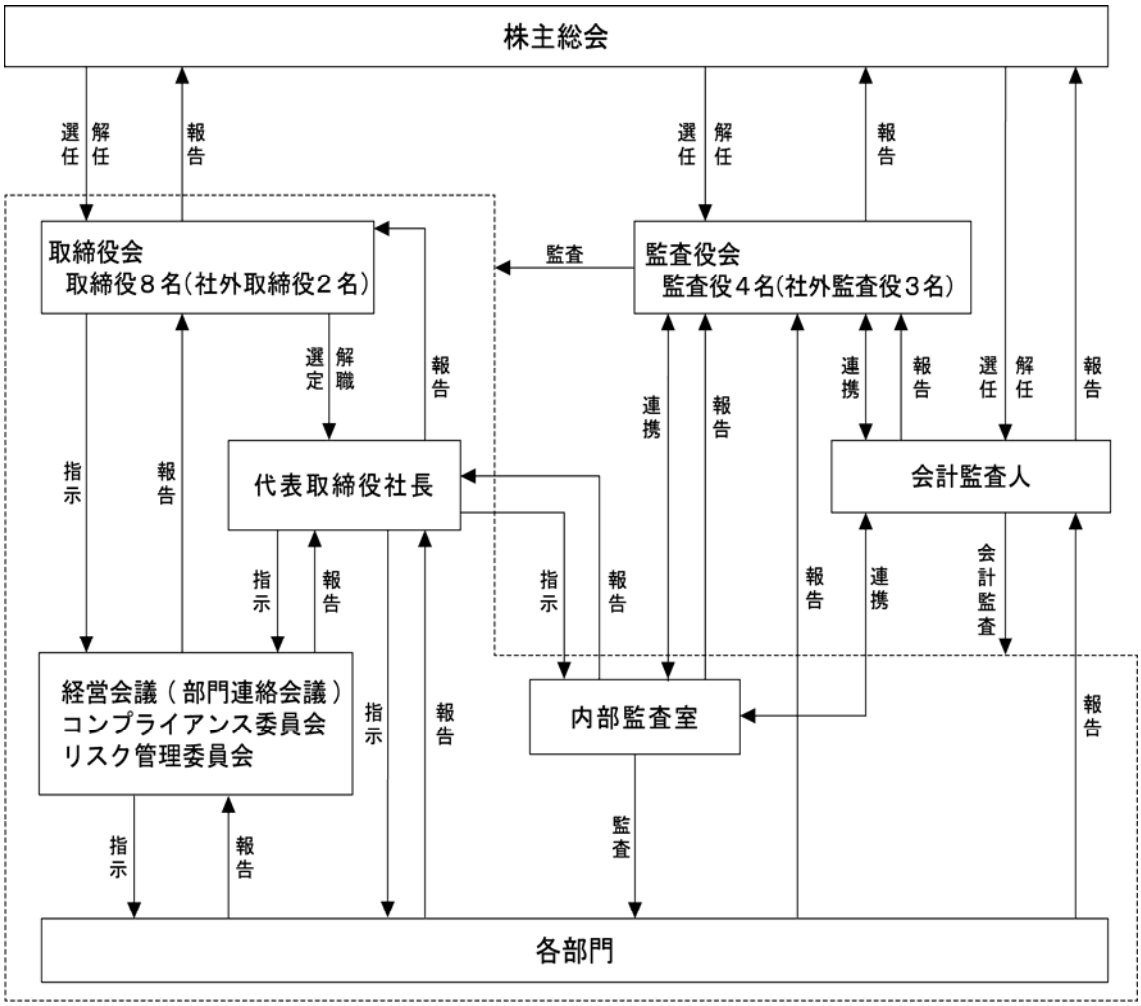
当社の会社情報の適時開示につきましては、金融商品取引法の関係法令および証券取引所規則に則り、迅速かつ信頼のおける会社情報を投資家、株主、証券アナリストなどの証券市場参加者に開示し、すべての市場参加者が平等に当社の開示情報を入手できるように努めております。

また、開示義務の必要性のない情報についても、証券市場参加者にとって有用であると判断される情報につきましては、積極的かつ公平に開示していくことにしております。

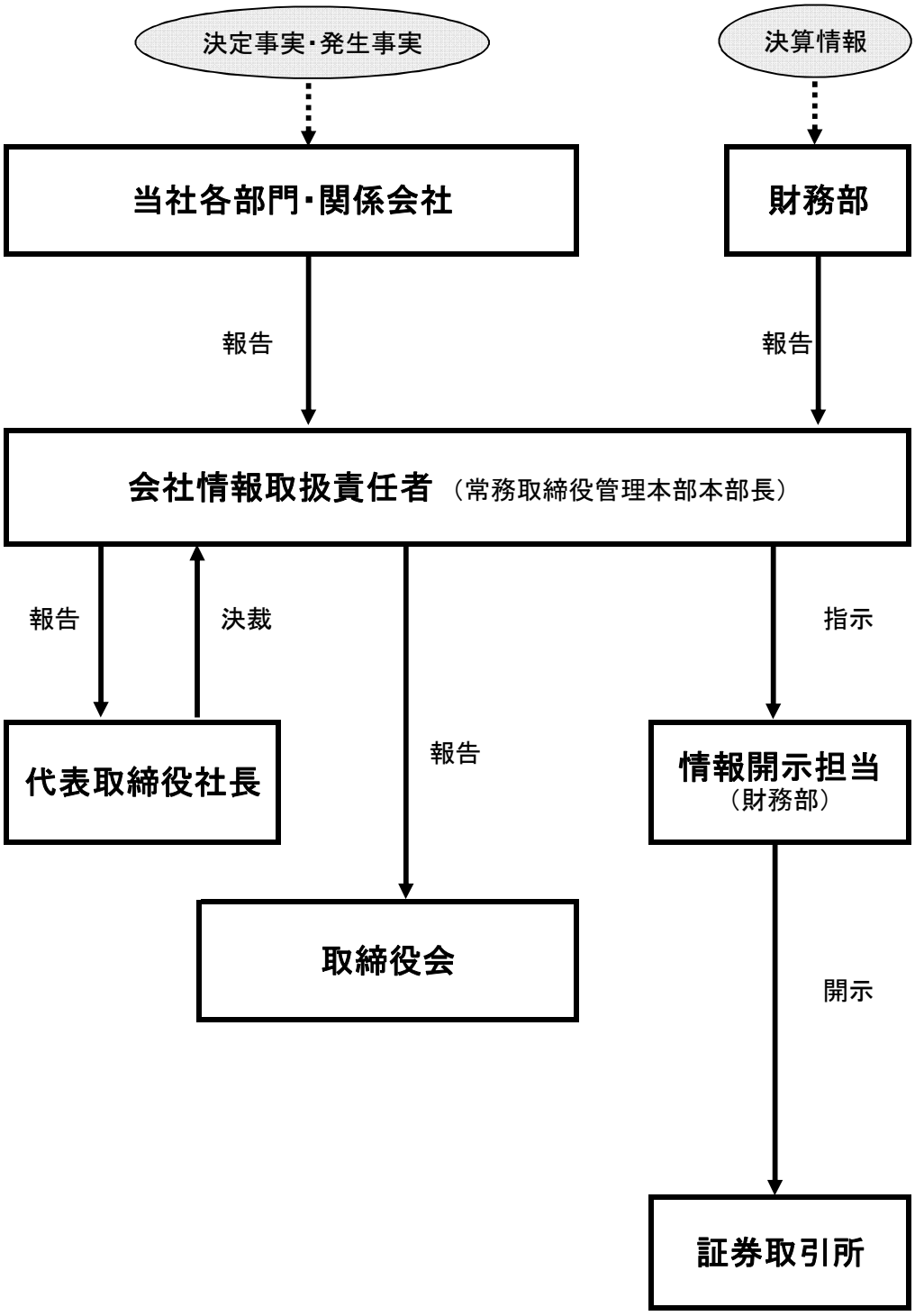
当社の社内体制につきましては、会社情報担当役員及び会社情報取扱責任者は常務取締役管理本部本部長がその任に当たっております。適時情報開示の対象となる重要情報につきましては、常務取締役管理本部本部長に集約されており、当該情報について入手後、開示情報を必要とする重要な情報については社長の決裁を受けます。

この決裁を受けた情報につきましては、取締役会に報告の上、開示されることになります。重要事項の開示につきましては、上場企業として当然の責務と考えておりますので、手続き上可能な限り迅速にディスクローズできる体制を整備しつつ、決算発表日につきましても、財務部門の人材を強化し、積極的に早期化に取り組んでおります。

IR活動につきましては、証券市場における正当な評価を得ることの重要性に鑑み、常務取締役管理本部本部長が率先して取り組んでおり、決算発表後の決算説明会の開催、証券アナリストの取材、会社の見学会の開催などにより、当社の情報を継続的に伝えるために積極的に取り組んでおります。


株主総会
選任
解任
報告
選任
解任
報告
取締役会
取締役８名(社外取締役２名)
監査
監査役会
監査役４名(社外監査役３名)
選定
解職
報告
連携
報告
選任
解任
報告
指示
報告
代表取締役社長
連携
報告
会計監査人
指示
報告
指示
報告
報告
連携
会計監査
経営会議（部門連絡会議）
コンプライアンス委員会
リスク管理委員会
指示
報告
内部監査室
報告
指示
報告
監査
各部門

【参考資料：適時開示体制】


決定事実・発生事実
決算情報
当社各部門・関係会社
財務部
報告
報告
会社情報取扱責任者（常務取締役管理本部本部長）
報告
決裁
指示
代表取締役社長
報告
情報開示担当
（財務部）
取締役会
開示
証券取引所